

# 入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 第1 公告日 令和8年2月19日

## 第2 競争入札に付する調達の内容

### (1) 委託業務の名称

令和8年度 奈良県吉野土木事務所庁舎保安及び清掃業務委託

### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (3) 委託業務の履行場所

- ① 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1  
奈良県吉野土木事務所及びその構内
- ② 奈良県吉野郡上北山村河合420-1  
奈良県吉野土木事務所上北山庁舎及びその構内
- ③ 奈良県吉野土木事務所沢谷58  
奈良県吉野土木事務所天川駐在所及びその構内

### (3) 委託業務の履行期間

令和8年3月26日から令和9年3月31日まで

ただし、契約は令和8年3月26日に締結し、契約期間の初日から令和8年3月31日までの間は委託業務履行のための準備期間とします。

なお、令和8年度歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除できるものとします。

## 第3 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、第7(ウ)に示す期日までに質問書(様式5)により、奈良県吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係に郵送又は持参してください。

回答は質問者にはFAXにて回答します。また、令和8年3月2日午後3時(予定)から奈良県吉野土木事務所ホームページ上に閲覧に供します。

## 第4 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札金額内訳書

要しません。

## 第5 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(11)の条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に登録されていて、かつ次の条件を満たしていること。
  - ア 営業種目に営業種目コードQ1「建物管理」小分類「①床清掃」、「②ガラス清掃」及び「⑩警備・受付等」に主業種で登録されていること。
  - イ 本社等の所在地が奈良県内で登録されていること。
- (6) 中南和地域(高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所及び五條土木事務所管内)に、本社(本店)、支社(支店)又は営業所を有していること。
- (7) 奈良県内に警備員及び清掃員を有していること。
- (8) 入札公告までに、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による奈良県公安委員会の認定を受けていること。ただし、奈良県交安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出書を奈良県交安委員会に提出していること。
- (9) 次のア及びイの業務について、それぞれ掲げている①の業務内容をすべて含み、②の対象施設において、直近の5年間(令和3年4月1日以降の期間。令和8年3月31日までの未履行期間については、複数回作業の一部が未履行の場合のみ履行実績に含みます。)に奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方として請け負い、一つの対象施設に対し12ヶ月以上の履行実績を有していること。

なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。

### ア 保安業務

#### ① 業務内容

- (ア) 庁舎の巡回、施錠、火気等の安全確認業務
- (イ) 出入管理業務
- (ウ) 緊急出動時の連絡対応業務

② 対象施設

奈良県内に所在する官公庁（本庁及び出先事務所）の庁舎

イ 清掃業務

① 業務内容

(ア) 日常清掃業務

(イ) 特別清掃（床面洗浄ワックス塗布・窓ガラス清掃等）業務

② 対象施設

奈良県内に所在する事務執務を主とする事務所ビル

(10) 奈良県に対し、県税全税目について滞納がないこと。

(11) プライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）認証取得事業者又は I S M S（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）認証取得事業者であること。ただし、公告日現在において、前記認証取得のための申請が済んでおり、かつ当該認証の取得見込みである場合も可とします。

## 第6 競争入札参加資格確認審査

入札に参加しようとする者は、第5に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第7(オ)で示す期日までに、次の①から⑨の書類を奈良県吉野土木事務所庶務工事課庶務工事係（第13で示す場所）に提出しなければなりません。

（書類提出に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和8年3月5日午後3時までに提出を行って下さい。）

技術的要素等評価項目表における「2.業務実績 契約実績」において加点対象となる契約実績がある場合は、次の①から⑨の書類と併せて契約締結実績確認書（様式3）又は業務内容の確認をできる契約書、仕様書などの写しを提出してください。

また、開札日の前日までに、奈良県から書類提出等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- ① 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- ② 第5（5）に掲げる、競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 第5（6）の本社（本店）、支社（支店）又は営業所の所在地が確認できる書類（商業登記簿の写し及び会社パンフレット等）
- ④ 第5（7）による警備員及び清掃員の在籍人数報告書（様式2）
- ⑤ 第5（8）を確認できる標識の写し又は届出書の写し
- ⑥ 第5（9）を確認できる契約締結実績確認書（様式3）  
なお、契約締結実績確認書に代えて履行物件の契約書の写しでも可能です。ただし、業務内容が確認できる資料（仕様書等）の写しを必ず添付してください。
- ⑦ 第5（10）を確認できる納税証明書（県税に滞納のない証明。発行後3ヶ月以内のもの。写し可）
- ⑧ 第5（11）を確認できるプライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）登録証又は I S M S（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）登録証の写し又は認証取得申請中であることが確認できる書類
- ⑨ 入札保証金免除申請書（様式4） ※入札保証金の免除を申請する場合

## 第7 入札日程

手続き等	機関・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付	公告日から令和8年3月25日まで	吉野土木事務所ホームページ上に掲載
(イ) 仕様書等の紙閲覧	令和8年2月20日から同年3月4日 午後4時まで	閲覧場所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1 吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係
(ウ) 入札等に関する質問	令和8年2月25日 午後5時まで	郵送又は持参による提出 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1 吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係 電話 0746-32-4051
(エ) 質問に関する回答	令和8年3月2日 午後3時以降	ホームページ上に掲載 質問者にはFAXにて回答 (回答内容に関する再質問は一切受け付けません)
(オ) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和8年3月4日 午後5時まで	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 郵送又は持参による提出 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1 吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係 電話 0746-32-4051
(カ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年3月9日 午前10時以降	FAXにて通知
(キ) 開札	令和8年3月16日 午後1時30分	〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1 吉野土木事務所 地下1F 大会議室 (場所が分からない場合は庶務工事課までお越しください。ご案内いたします。)

## 第8 入札方法に関する事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、第7(キ)の日時及び場所にて入札箱に投函し

てください。入札書は封緘し、封筒の表面に入札書と明示し、また、業務名、業務場所及び業者名を記入するとともに代表者印を押印してください。ただし、代理人による入札を行う場合は、代理人の印を押印してください。

また、封筒の裏面は代表者印又は委任を受けた者の印(どちらでも可)で割印してください。(添付の「入札書封筒の作成例」により作成してください。)

- (2) 入札者は評価項目算定資料一覧表(様式8)及び評価項目算定資料(登録証書の写し等)を、入札書とは別の封筒に入れて封緘し、封筒の表面に「評価項目算定資料在中」と明示し、業務名、業務場所及び業者名を記入するとともに代表者印を押印してください。ただし、代理人による入札を行う場合は、代理人の印を押印してください。

また、封筒の裏面は代表者印又は委任を受けた者の印(どちらでも可)で割印してください。

- (3) 入札は、代表者本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状(様式7)を提出してください。

- (4) 入札者は、その提出した評価項目算定資料一覧表、評価項目算定資料及び入札書については、引き換え、変更又は取り消すことができません。

- (5) 入札書に記載する金額は、仕様書に基づく委託業務に要する一切の諸経費を含めた金額を記入してください。入札書に記載する金額(単価)は、円止めとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (6) 入札執行回数は2回を限度とします。予定価格範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

ただし、再度の入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

- (7) 入札を辞退される場合は、辞退届を提出してください。提出方法については、奈良県吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係に持参又は郵送によります。なお、入札書受付締切日時までに、入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

## 第9 入札書について

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨(アラビア数字で表記すること。)とします。

- (2) 入札は入札書(様式6)によります。

- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に注意してください。

- ① 入札者の欄には、法人の名称及び代表者の氏名等を記入し、代表者印を押印してください。
- ② 代理人が入札する場合は、法人の名称及び代表者の氏名等を記入したうえ、当該

代理人の氏名を記入して同者の印を押印してください。また、委任状(様式7)を持参し提出してください。

#### 第10 入札の無効

次の(1)から(8)のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。)第7条に該当する入札
- (2) 開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)及び参入制限を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の脱落等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

#### 第11 落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札参加者の入札後、入札参加者又はその代理人の立会のもと直ちに行うものとします。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格範囲内の価格を持って入札した者を落札候補者とします。
- (3) 入札者には予定価格に対して有効か無効かを知らせるものとします。
- (4) 再度入札しても、落札候補者がいないときは、随意契約に移行する場合があります。

#### 第12 総合評価による落札者の決定

- (1) 落札候補者であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び入札した金額の価格評価点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。  
なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引き落札者を決定するものとします。くじ対象者には別途案内をいたします。
- (2) 落札者の選定結果の通知及び評価結果は公表します。

#### 第13 問合わせ先

入札手続等に関する問合わせ先、契約を担当する所属の名称及び契約条項を示す場所

〒639-3111

奈良県吉野郡吉野町上市2150-1

奈良県吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係

電話 0746-32-4051

#### 第14 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保

証金を納付し、入札前日までに、納付したことを証する書面を提出する必要があります。

ただし、契約規則第4条第1項ただし書き各号（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、一般競争入札参加資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当する者であるときは、免除します。

なお、落札者が落札後契約を締結しない場合は契約規則第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

#### 第15 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、契約規則第19条第1項ただし書き各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

#### 第16 契約書作成の要否

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。  
また、第15で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
- (4) 本件は電子契約対象案件です。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を第6で示す申請書等とあわせて提出してください。

#### 第17 契約の不締結

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った、又は入札参加停止を受けた場合及び翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において当該予算の議決がなされなかった場合は契約を締結しません。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - (ア) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - (ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している

とき。

- (エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (キ) この契約に係る下請契約等に当たって、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### 第 18 契約の解除

契約締結後、契約者について第 17（2）の（ア）から（キ）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第 17（2）の（ア）、（ウ）、（エ）及び（オ）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 第 19 予算の減額又は削除に係る契約の解除等

- (1) 発注者は、翌年度の発注者の歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除できるものとします。
- (2) 発注者が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、受注者に損害を与えたときは、当該損害の賠償を請求することができます。

#### 第 20 遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - (ア) 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払いを行うこと。
  - (イ) 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - (ウ) 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以

- 上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
  - (4) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意すること。

## 第21 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (3) 当該契約により知り得た情報を漏洩したり、他の目的に使用してはいけません。
- (4) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (5) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、競争入札参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置を取るとともに、指名停止その他の措置を行う場合があります。
- (6) この入札説明書に定めのない事由については、地方自治法(昭和22年4月法律67号)、同法施行令、奈良県契約規則などに規定するところに従うものとします。
- (7) 本業務の実施については令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額・委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。
- (8) その他詳細については、仕様書のとおりです。